

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	高等学校等就学支援金の支給に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、高等学校等就学支援金事務処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
市町村民税所得割額ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会] ・番号法第19条第8号 別表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岐阜県環境生活部私学振興・青少年課
②所属長の役職名	私学振興・青少年課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県環境生活部私学振興・青少年課 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 TEL:058-272-8249
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底しているほか、特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することとしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	私学振興・青少年課長 布施 明彦	私学振興・青少年課長 河田 哲也	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年4月1日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の91項	別表第一の122項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月1日	4.情報提供 ②法令上の根拠	第7号 別表第二の113の項	第8号 別表第二の142号の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年4月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠 ②法令上の根拠	別表第一の122項	別表第一の91項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年4月1日	4.情報提供 ②法令上の根拠	第8号 別表第二の142号の項	第8号 別表第二の113の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年4月1日	4.情報提供 ②法令上の根拠	[情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二の142の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ及び同条第2号ハ	削除	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年4月1日	IV－6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年10月1日	I－1 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	・番号法第9条第1項 別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年10月1日	IV－8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年10月1日	IV－8 判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年10月1日	IV－11 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年10月1日	IV－11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年10月1日	IV－11 判断の根拠		特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底しているほか、特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することとしている。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。